

報道関係者 各位

平成 25 年 12 月 17 日

【照会先】

労働基準局監督課(内線 5426)

課長 美濃 芳郎

副主任中央労働基準監察監督官 鈴木 伸宏

中央労働基準監察監督官 梶原 慎志

課長補佐 佐藤 靖夫

労働基準局労働条件政策課賃金時間室(内線 5373)

大臣官房参事官 里見 隆治

室長補佐 久富 康生

<代表・直通電話>

(代表番号) 03(5253)1111

(監督課直通) 03(3595)3202

(賃金時間室直通) 03(3502)6757

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況

— 重点監督を実施した約 8 割の事業場に法令違反を指摘 —

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、平成 25 年 9 月に、以下の対策を行い、今般、その状況を取りまとめました。

第 1 過重労働重点監督の結果

- 平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に実施した「過重労働重点監督」(以下「重点監督」という。)の結果は、次のとおりです。(詳細は別紙 1)

【重点監督の結果のポイント】

- 重点監督の実施事業場： 5,111 事業場
- 違反状況：4,189 事業場 (全体の 82.0%) に何らかの労働基準関係法令違反
 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - 違法な時間外労働があったもの 2,241 事業場 (43.8%)
 - 賃金不払残業があったもの 1,221 事業場 (23.9%)
 - 過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかったもの 71 事業場 (1.4%)
- 健康障害防止に係る指導状況 [(1)のうち、健康障害防止のため、指導票を交付した事業場]：
 - 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの 1,120 事業場 (21.9%)
 - 労働時間の把握方法が不適正なもの 1,208 事業場 (23.6%)
- 重点監督において把握した実態
 - 重点監督時に把握した、1 か月の時間外・休日労働時間が最長の者の実績：
 - 80 時間超 1,230 事業場 (24.1%)
 - うち 100 時間超 730 事業場 (14.3%)

このほかにも、労働者からの申告（労働基準法第 104 条に基づいて労働基準監督署（以下「監督署」という。）に違反の事実を申し立てるもの）を受け、申告監督を実施しています。（詳細は別紙 2）

重点監督及び申告監督において是正勧告等を行った、違反・問題等の主な事例は、以下のとおりです。（具体的な事例は別添）

〔違反・問題等の主な事例〕

- ① 長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月 80 時間を超える時間外労働が認められた事例
- ② 社員の 7 割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていなかった事例
- ③ 営業成績等により、基本給を減額していた事例
- ④ 月 100 時間を超える時間外労働が行われていたにもかかわらず、健康確保措置が講じられていなかった事例
- ⑤ 無料電話相談を契機とする監督指導時に、36 協定で定めた上限時間を超え、月 100 時間を超える時間外労働が行われていた事例
- ⑥ 労働時間が適正に把握できておらず、また、算入すべき手当を算入せずに割増賃金の単価を低く設定していた事例
- ⑦ 賃金が、約 1 年にわたる長期間支払われていなかったことについて指導したが、是正されない事例

2 これまで及び今後の対応

上記 1 の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。

是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行っていきます。

それでもなお、法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応します。

（送検した場合には、企業名等を公表します。）

今後とも、引き続き、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、監督指導をしっかりと行っていきます。

第 2 職場のパワーハラスメントの予防・解決への対応

パワーハラスメントによって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発を行いました。

- 重点監督を実施した事業場に、パワーハラスメント対策の必要性を分かりやすく説明したリーフレット等を配布。
- 職場での実務に活用できる「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」を平成 25 年 10 月以降、全国 49 か所で開催。平成 25 年 12 月 3 日時点において、22 か所で開催し、1,552 人が参加。